

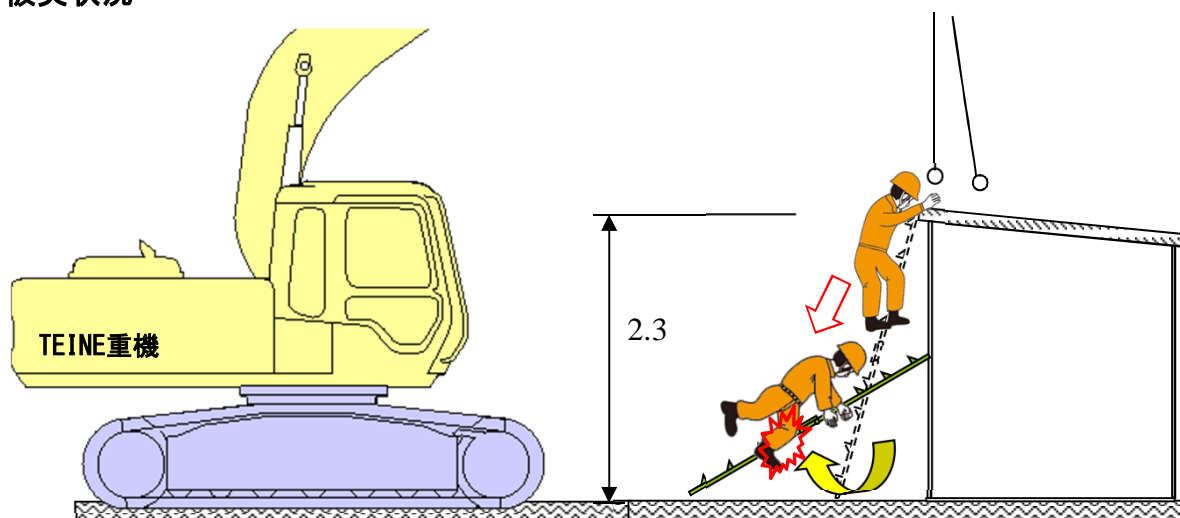
『脚立梯子の転位(落下)により被災』

発 生 年 月	平成 年 4 月
時 刻	9:30 頃
被 災 者	作業員 (61歳)
傷 病 名 等	左足関節内 外側じん帯損傷 休業3日(1週間の通院加療)

◎ 発生状況

- 被災者(2次下請)は作業予定に従い、クレーン仕様0.8m3級BH(1次下請)の手元として、現場通路に敷き鋼板を設置する作業に就いていた。鋼板設置に支障となる仮設物置をBHを用いて移動後、玉掛ワイヤを外すため脚立を梯子代わりとして屋根に上がり、ワイヤを外したのち脚立梯子で地面へ降りようとしているとき、脚立の設置面(敷き鋼板上)が転位し梯子が落ちたため、梯子上に居た被災者は、体勢を崩し左足首を捻り受傷した。

◎ 被災状況



◎ コメント

- 当日は雨上がりで敷き鋼板上は濡れており、梯子等の転位が予測できたのに梯子を固定したり、梯子を支える作業員の配置などの措置を講じていなかった。
(昇降梯子の固定、最上部は60cm以上の手掛りを突きだす等の措置を講ずること)
- 物置高さが2.35mあり、脚立(6尺)を180°に開いても2.4m程度しかならず、梯子としては長さが不足していた。
(不適切な機材の使用)